

Business Incubation Square, Yamaguchi University  
**News Letter**

YUBISからのご案内、創業・起業に関する情報を、毎月、お知らせ  
 します。ご活用ください。

**第15号**

発行日2004年5月1日

**YUBISからのお知らせ**

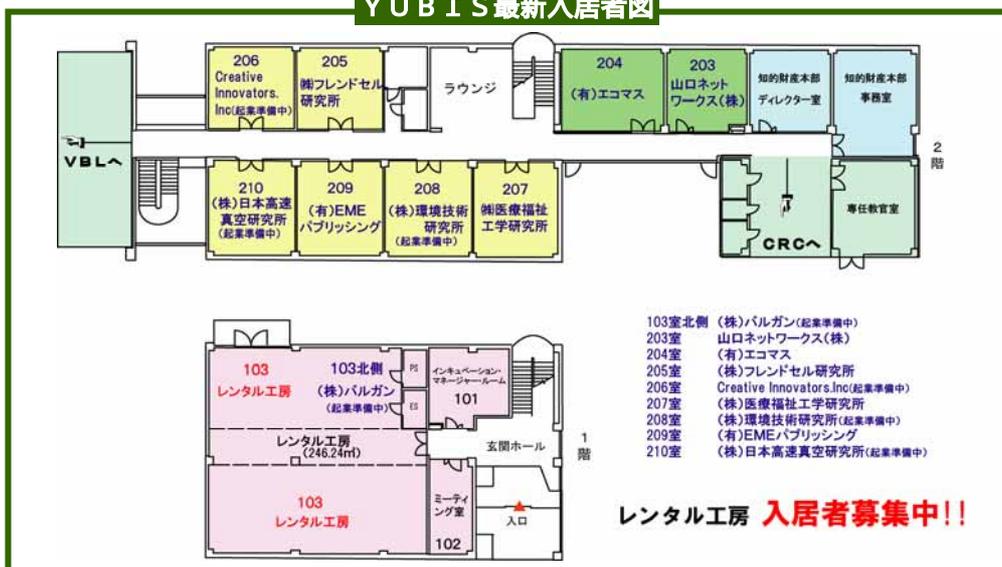
・YUBIS入居者図 (最新版)

**創業・起業関連情報**



- ・創業支援関連セミナーのご案内
- ・起業・独立のスタイル  
個人自業・会社ここが違う!
- ・倒産についての基礎知識

**YUBIS最新入居者図**



**創業支援関連セミナーのご案内**

16年度開催予定のセミナーや塾の速報です。参加費が必要なものもありますが、無料のものもあります。支援機関などが実施しているセミナーや塾を大いに活用して、創業についての基礎知識を習得するとともに、創業に備えましょう。

まだ案(予定)のものについては、確定しましたら改めてご案内します。

やまぐち産業振興財団 <http://www.joho-yamaguchi.or.jp/>

**チャレンジビジネス育成事業**

チャレンジセミナー【参加者募集中《100名/無料》】

開催日時 5月30日(日) 13:00~16:30

内容 基調講演 パネルディスカッション 個別相談会

場所 山口県セミナーパーク大研修室

詳細は <http://www.joho-amaguchi.or.jp/yipf/shinjigyo/new/charenji.htm>

**コミュニティビジネスコース【開催予定】**

基礎講座 6~8月の土曜日(計6日間)

体験講座 10・11月の土・日曜日(計6日間)

実践講座 1・2月の土曜日(計6日間)

**女性起業家スクール【開催予定】**

入門コース 7・8月の土・日曜日(計4日間)

実践コース 9・10月の土・日曜日(計6日間)

起業・独立のスタイル

個人事業・会社 ここが違う！

メリット & デメリット

個人事業

(会社を作らず個人として事業を行う方法)

メリット

小資本で手軽に一人でも事業や商売を開始することができる。  
最低資本金を必要としない。  
事業に必要な資金と、個人の生活資金とを自由に融通できる。  
事業開始の手続きが極めて簡単。  
税金の申告の際に必要な帳簿は簡易帳簿でよく、決算時にも損益計算書を作成するだけでいい。

デメリット

取引に際し、社会的信用が会社組織に比べ劣る。  
第三者からの資金提供を受けにくい。  
所得が大きくなると、会社組織より税負担が大きくなる。  
事業が失敗した場合は、その責任と負担は全て個人にかかる(無限責任)。  
事業主が政府管掌の健康保険、厚生年金に加入できない。  
交際接待費や福利厚生費は家計との区別が曖昧だと否認される。

会社

メリット

出資者は有限責任。但し、債権者から個人保証を求められたときは別。  
社会的信用性が高くなる。大手企業や自治体と取引するときは法人でないが無理な場合がある。  
法人税が比例税率で一律。  
所得分散ができる。社長や役員の給料を経費で落とせる。  
政府管掌の社会保険に加入できる。保険料の半額は会社負担の経費として損金で落とせる。

デメリット

商法、有限会社法に定めてある手続きが必要。  
会社設立には個人事業に比べていくつもの条件が必要。  
事業内容の変更には手続きが必要。  
事業資金の調達は容易に行えない。  
経理の記帳や決算手続きが面倒。日常的に複式簿記による記帳と、決算には貸借対照表と損益計算書が必要。

ここが違う！

	個人事業	会社
開業資金	制限なし。 小資金でも可能。	有限会社は3百万円、株式会社は1千万円が最低資本金。 但し、特例措置の適用を受けた場合は、5年以内に準備。
設立手続き	特に必要なし。	有限会社は自力でも手続き可能。 株式会社はやや煩雑。
資金調達	出資は困難。 融資は公的金融機関から可能。	出資、融資などの方法で調達が可能。
会計処理	青色申告の場合でも簡易帳簿を選択可能で、比較的簡単。	複式簿記による記載が必要で複雑。
税金	事業所に対して所得税が課税。地方税も課税。	所得に対して法人税が課税。地方税も課税。
給与	白色申告の場合は専従者1人につき50万円(配偶者は86万円)、青色申告の場合は専従者の給与全額を必要経費に算入可。	役員報酬・退職金は不当に高額でない限り、損金算入可。 役員賞与は全額損金に算入不可。
住民税	県民税や市町村税は、超過累進税率により課税される所得割と、自治体ごとに額が決められる均等割がある。	法人税額に対して5.0%の県民税と12.3%の市町村税が課税される法人税割と、一律7万円(資本金1千万円以下の場合)の均等割がある。
事業税	290万円の事業控除後の事業所得金額に原則5.0%の比例税率で課税。給与所得等には個人事業税は課税されず。	法人税の課税所得に年400万円以下は5.0%、400万円超800万円以下は7.3%、800万円超は9.6%の段階税率が適用。

**倒産 についての基礎知識**  
あまり聞きたくない言葉ですが・・・

弁済期にある債務を一般的に弁済することができなくなり、経済活動をそのまま続けることが不可能になった事態。7種類に分類。

### 銀行取引停止

債権者が振出した手形、小切手が期日が来ても決済できず不渡りになった場合、6ヶ月以内に2回の不渡りを出すと、「銀行取引停止処分」として取引停止報告に掲載。その後2年間、同一手形交換所に加盟している全ての金融機関から、当座取引を開通して手形・小切手を振り出すことも、借入金もできない。この倒産を「任意整理」、「私的整理」とい

2回の不渡りによる銀行取引停止処分  
手形交換所による一種の制裁

取引再開まで現金取引  
現実性は非常に低い

法的には支払不能の状態と定義され、倒産と同等ではないが、現実的には精算することがほとんど。

### 会社更生法

窮境にあるが再建の見込みのある株式会社について債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ、その事業の維持更生を図ることが目的。

当該企業 or 一定の条件を満たす債権者、株主による申し立て

裁判所は財産保全命令を出し再建の見込みを判断

再建の見込みあり → 開始決定後、管財人を選任 → 関係人集会を開催し更正計画案を作成。再建には旧経営者は関与できない。スポンサー企業の有無による更生計画の認可の大きなポイントとなる。 → 更生計画認可 → 弁済開始により手続き終結

再建の見込みなし → 破産 or 特別清算 → 更生計画認可されず → 破産 or 特別清算が一般的

### 商法による会社整理

株式会社が支払不能、債務超過に陥るおそれがあり、または、陥ったとき、再建を目的に裁判所の監督下で行われる手続き。  
管財人は立てず、経営者が再建に当たる。債権者100%の同意が必要。民事再生法（H12.4施工）により、事実上「空文化」。

申し立て

保全命令の後、検査役が選任され開始決定となる。

整理案が作成され、債権者の100%の同意取り付け

同意ある場合 → 整理計画実行命令 → 整理計画実行命令が出た後、弁済が開始され整理計画が終結

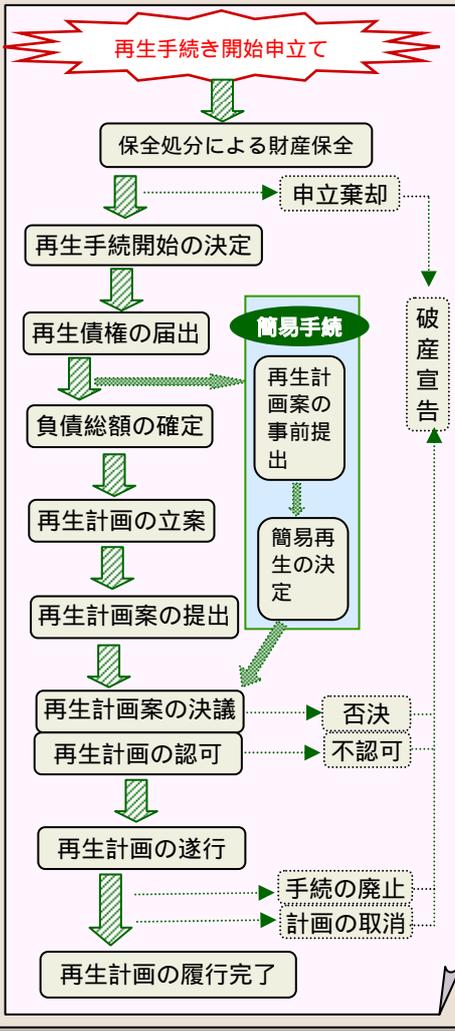
同意ない場合 → 破産 or 特別清

7種類

	法的整理 裁判所の監督下	任意整理 話し合い
再建型 事業を 継続	会社更生((株)) 民事再生 商法に基づく会社 整理((株))	再建型任意 整理
清算型 事業を 継続し ない	特別清算 破産申立	清算型任意整理 銀行取引停止 現実的には任意整理 による清算が一般的

## 民事再生法

平成12年4月施行。和議法は廃止。  
主に債務者の事業・経済生活の再生を図ることが目的。「破産原因の生ずる恐れ」or「事業の継続に著しい支障を来すことなく債務を弁済できないこと」が条件。  
債務超過でなくても申し立てができる。  
商法法人はもとより、医療法人、学校法人、宗教法人、公益法人、個人でも可能。  
再建計画は、出席債権者の過半数、かつ議決権総額の1/2以上の者の同意で可決。

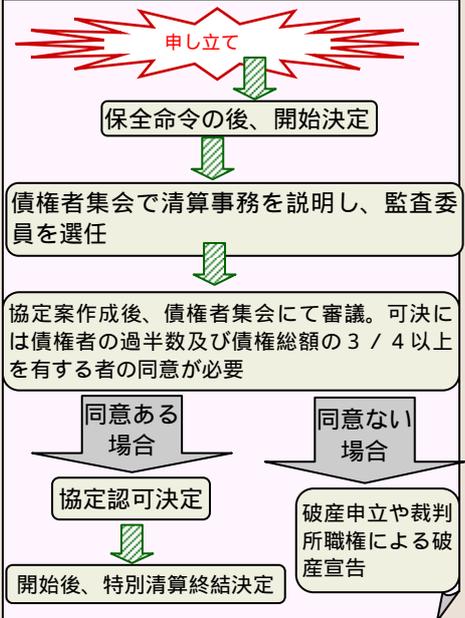


## 任意整理

法的手続きをとらずに、倒産企業と債権者との交渉により行われる。再建型、清算型のどちらもあり得る。

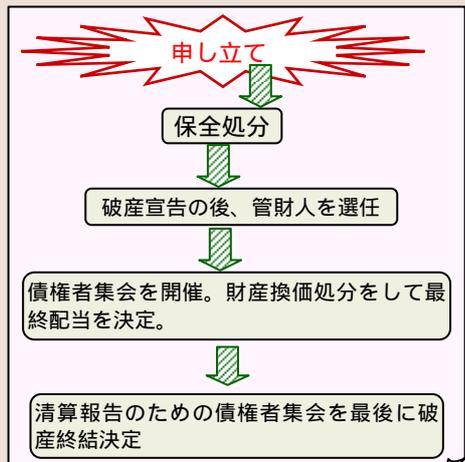
## 特別清算

商法上の制度。解散後の株式会社が対象。破産の予防が目的。清算中の会社が破産状態にならないで清算を行う手段。  
裁判所は、債権者、精算人、監査役、株主の申立、又は職権で特別清算の開始を命じる。  
適用事例は多くない。



## 破産宣告申立

債務者は自ら支払い不能や債務超過を理由に破産の申立を裁判所に行うことができる。裁判所は破産原因があると認めると「破産宣告」を行う。原則、個別の権利行使が禁止される。法的拘束力が極めて強い手段。



発行 山口大学「YUBIS」事務局  
連絡先 〒755-8611 宇部市常盤台2丁目16-1  
電話 0836-85-9972 (FAX兼用)  
e-mail yubis@ml.crc.yamaguchi-u.ac.jp  
URL http://www.crc.yamaguchi-u.ac.jp/yubis/

